

道路沿線の樹木所有者の皆様へ

道路にはみ出している樹木の伐採・剪定のお願い

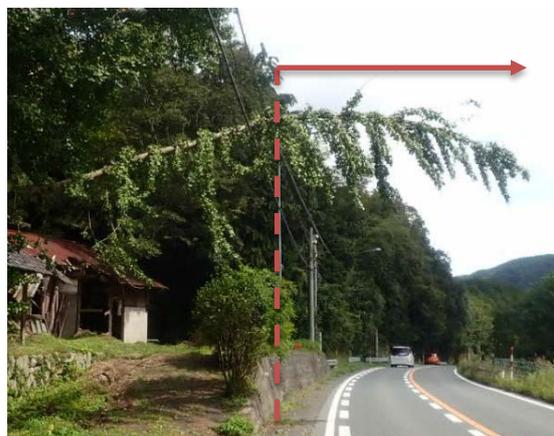
民有地から樹木等が道路や歩道にはみ出している場合は、歩行者や車両の走行の支障になりますので、沿道の土地所有者の皆さまには、通行車両等の安全確保のため、**道路への倒木の危険性がないよう伐採や、道路上に樹木が張り出さないよう剪定**するなど、適切な管理をお願いします。**樹木が枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる恐れがあります。**

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合、**当該樹木の所有者の責任が問われる場合があります。**

【樹木が道路の上空を覆っているケース】



【電線に樹木が接触しているケース】



樹木を伐採・剪定いただく場合には、次のことにご注意下さい

- 電線や電話線がある場合は、事前に電気事業者や通信事業者にご相談ください。
- 作業にあたっては作業の安全確保、通行車両、歩行者、自転車等への安全確保に十分配慮してください。
- 道路上で作業をする場合は、所定の手続き(道路占用許可等)が必要となる場合がありますので、詳しくは下記、山口河川国道事務所各出張所等へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

下関国道維持出張所	TEL 083-282-1016
宇部国道維持出張所	TEL 0836-34-5432
道路管理第二課防府維持班	TEL 0835-22-3093
山口国道維持出張所	TEL 083-928-0031
山口国道維持出張所 萩分室	TEL 0838-22-2530
岩国国道維持出張所	TEL 0827-41-1144